平成２４年（フ）第６２号
山口県周南市花陽１丁目９－８　君ヶ丘アパート107号、住民票上の住所山口県下松市大字山田235番地
債務者　馬場　英雄
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第４３２号
北九州市若松区ひびきの南２丁目１番５号
債務者　米澤　寿子（旧姓河上）
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４７１号
北九州市若松区白山２丁目10番23―606号
債務者　麻生　純子
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４７９号
北九州市小倉北区大手町16番２―206号
債務者　金子千香子
1　決定年月日時　平成24年８月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８７号
青森県八戸市大字上組町29番地７、前住所青森県八戸市城下３丁目３番58号　株式会社ニューサニー社員寮
債務者　田中　順一
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第９５号
青森県八戸市旭ヶ丘１丁目３番地　市営住宅Ｂ８－２－５
債務者　高谷　　修
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１０４号
青森県八戸市大字松館字奥沢26番地４
債務者　松沢　勝行
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１０５号
青森県八戸市諏訪２丁目12番15号　コーポ紅花７―203号室、前住所岩手県北上市鬼柳町卯の木34番地３　コーポ白鳥Ｂ棟205号
債務者　砂沢　三暁
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第９４号
青森県八戸市沼館２丁目７番13号　ホワイトコーポＡ３号、前住所青森県八戸市沼館２丁目33番４号　平内住宅Ａ号
債務者　髙杉麻理恵
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第２８号
岩手県九戸郡洋野町大野第64地割37番地２
債務者　佐々木正一
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２４年（フ）第３２号
岩手県下閉伊郡普代村第14地割字宇留部６番地８
債務者　下脇　啓子
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２４年（フ）第２１３号
群馬県吾妻郡草津町大字草津452番地10
債務者　中澤　吉與
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２１４号
群馬県佐波郡玉村町大字川井1049番地
債務者　飯塚智寿子
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２１６号
群馬県前橋市日輪寺町115番地５
債務者　宮浪江里香（旧姓浅見）
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２６０号
埼玉県東松山市松山町３丁目５番７号　レオパレスサザンクロスＢ―308
債務者　千葉　千鶴
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２６２号
埼玉県東松山市和泉町４番31号
債務者　野口　順子
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２７９号
埼玉県熊谷市新堀1278番地２　エトアールＮＡＯ106
債務者　根岸　英二
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部